【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月20日
【会社名】	ＮＴＮ株式会社
【英訳名】	ＮＴＮ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
【代表者の役職氏名】	執行役社長　　鵜飼　英一
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目６番32号
【電話番号】	06(6443)5001
【事務連絡者氏名】	総務部長　　時乗　徹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番２号太陽生命品川ビル
【電話番号】	03(6713)3660
【事務連絡者氏名】	ＣＶＪアクスル事業本部営業ユニット営業管理部長　板倉　徹
【縦覧に供する場所】	ＮＴＮ株式会社ＣＶＪアクスル事業本部営業ユニット営業管理部 （東京都港区港南二丁目16番２号太陽生命品川ビル） ＮＴＮ株式会社軸受事業本部営業ユニット名古屋支社 （名古屋市中区錦二丁目３番４号名古屋錦フロントタワー） ＮＴＮ株式会社軸受事業本部生産ユニット桑名製作所 （三重県桑名市大字東方字土島2454番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【提出理由】

当社は、2026年５月12日付で、取締役会において、日本精工株式会社（以下「ＮＳＫ」といい、当社と総称して「両社」といいます。）との間で、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社を設立し、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向けて協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の３の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしましたが、2026年11月20日開催の取締役会において、両社の株主総会における承認及び必要な関係当局の認可等が得られることを前提として、ＮＳＫと共同株式移転の方式により共同持株会社を設立すること並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日付で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正内容は、＿＿を付して表示しております。

（訂正前）

(1) 本株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（2026年３月末時点）

商号	日本精工株式会社
本店の所在地	東京都品川区大崎１-６-３
代表者の氏名	取締役 代表執行役社長・CEO　市井 明俊
資本金の額	67,176百万円
純資産の額	671,975百万円（連結） 348,384百万円（単体）
総資産の額	1,239,769百万円（連結） 709,793百万円（単体）
事業の内容	産業機械事業（一般産業向けの軸受、精密機器関連製品、状態監視システム等を製造・販売）、自動車事業（自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、自動変速機用部品等を製造・販売）、ステアリング事業（自動車メーカー向けのステアリング等を製造・販売）

（注）ＮＳＫは、国際会計基準（以下「ＩＦＲＳ」といいます。）に準拠して連結財務諸表を作成しているため、「純資産の額（連結）」及び「総資産の額（連結）」は、それぞれＮＳＫの連結ベースでの「親会社の所有者に帰属する持分合計」及び「負債及び資本合計」の数値を記載しております。

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期利益

（連結）

決算期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
売上高（百万円）	788,867	796,667	911,644
営業利益（百万円）	27,391	28,457	38,812
経常利益（百万円）	-	-	-
親会社株主に帰属する当期利益（百万円）	8,502	10,647	22,867

（単体）

決算期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
売上高（百万円）	387,079	383,802	392,054
営業利益（百万円）	2,854	2,286	△3,132
経常利益（百万円）	39,590	33,979	23,406
当期純利益（百万円）	64,029	30,421	11,229

（注）ＮＳＫは、ＩＦＲＳに準拠して連結財務諸表を作成しており、「経常利益（連結）」に該当する項目がないため記載を省略しております。

③　大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（2026年３月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）（自己株式を除く）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13.86%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5.74%
明治安田生命保険相互会社	5.53%
富国生命保険相互会社	4.49%
日本生命保険相互会社	4.41%
株式会社みずほ銀行	2.73%
日本精工取引先持株会	2.27%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2.26%
日本精工社員持株会	1.77%
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	1.76%

④　提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	両社は一部商品において相互にOEM供給を行っております。

(2) 本株式移転の目的等

①　本株式移転の背景

ＮＳＫは、1916年の創業以来、軸受や自動車部品、精機製品等のさまざまな革新的な製品・技術を生み出し、世界の産業の発展を支えてきました。企業理念として、MOTION & CONTROL™を通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めることを掲げています。

一方、ＮＴＮは、1918年の創業以来、軸受やドライブシャフト、精密機器を主力製品として、品質第一主義と高い技術力を基盤に社会の信頼を築きながら、発展を遂げてきました。「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」という企業理念の実践を通じて、人と自然が調和し、人々が安心して豊かに暮らせる「なめらかな社会」の実現を目指しています。

このように両社は、100年以上の歴史を持つ軸受を中心とした日本発の企業として、切磋琢磨しながら成長をしてきました。しかし近年では、中国経済の成長鈍化、欧州製造業の不振、米国関税政策の影響等による市場回復の遅れや不確実性の増大といった状況が発生しており、両社を取り巻く事業環境は急速に変化しています。両社は、その変化に対応し、持続的成長を実現するため、生産再編をはじめとした構造改革に取り組んでいます。

かかる状況のもと、両社は、今後の長期的かつ利益ある成長の実現、世界における日本の産業基盤の地位確保のためには、本株式移転を目指すことが必要であるとの認識で一致し、このたびの基本合意に至りました。

②　本株式移転の目的

両社は、軸受や精密機器等の分野において世界的に事業を展開する日本発の企業として、統合により両社の力を結集して強靭で持続可能な事業基盤を構築し、事業の成長と価値創造を通じて産業及び環境・社会に貢献すると同時に、将来にわたり国際競争力を維持・強化することを目的として、対等の精神に基づいた本経営統合の実現に向け、協議・検討を進めてまいります。両社は、本株式移転により、①単なる規模の拡大ではなく、危機感に裏打ちされた長期的かつ利益ある成長を実現すること、②日本発の技術・品質・経営を確実に継承し、世界における日本の産業基盤の地位を確保すること、及び③「持続可能な社会」の実現に寄与することを目指してまいります。

③　本株式移転の目的実現のための戦略

両社は、本経営統合の目的を早期に実現するために、以下の戦略に沿った具体的施策を検討してまいります。今後、両社で設置する統合準備委員会での協議・検討及び今後実施するデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、具体的施策の内容、実施方法、優先順位及び役割分担その他の詳細について検討・分析してまいります。

（ⅰ）経営資源への投資と最適活用

グローバルに事業環境や技術が大きく変化する中、両社の経営資源への投資と最適活用によって、それぞれが取り組んできた経営の効率化やサプライチェーンの強靭化への取組みを発展させ、より持続可能な事業基盤を構築してまいります。

（ⅱ）ポートフォリオの変革

PLM(Product Lifecycle Management)や補修市場向けビジネス等、両社が持つ高付加価値領域への取組みを強化することで、既存事業のポートフォリオ変革を進化させ、長期的な価値創造を実現いたします。

（ⅲ）文化の垣根を越えた技術・人材・知見の結集

両社が培ってきた技術、人材及び知見を結集し、新製品開発やソリューション提供を含む新たな価値を創造するとともに、持続可能な社会に貢献してまいります。

(3) 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

①　本株式移転の方法

両社は、各社の株主総会の承認及び本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等を得ることを前提として、共同株式移転により、両社の完全親会社となる共同持株会社を設立し、両社を共同持株会社の完全子会社とする方法により本株式移転を行う予定です。

②　本株式移転に係る割当ての内容

今後実施するデュー・ディリジェンスの結果、両社がそれぞれ起用する第三者算定機関による株式移転比率算定の結果や市場株価等を踏まえ、両社で誠実に協議・検討の上、本株式移転に関する最終契約書（以下「本最終契約書」といいます。）において定めることといたします。

③　その他の株式移転計画の内容

現時点では未定であり、今後、両社で協議の上、本最終契約書締結までに決定いたします。

(4) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

現時点では確定しておりません。

(5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	未定
本店の所在地	未定
代表者の氏名	未定
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	未定

なお、本株式移転に必要な事項は、今後両社で協議の上、決定いたします。未定の事項については、決定次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

以　上

（訂正後）

(1) 本株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（2026年９月末時点）

商号	日本精工株式会社
本店の所在地	東京都品川区大崎１-６-３
代表者の氏名	取締役 代表執行役社長・CEO　市井 明俊
資本金の額	67,176百万円
純資産の額	690,404百万円（連結） 378,891百万円（単体）
総資産の額	1,279,413百万円（連結） 717,087百万円（単体）
事業の内容	産業機械事業（一般産業向けの軸受、精密機器関連製品、状態監視システム等を製造・販売）、自動車事業（自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、自動変速機用部品等を製造・販売）、ステアリング事業（自動車メーカー向けのステアリング等を製造・販売）

（注）ＮＳＫは、国際会計基準（以下「ＩＦＲＳ」といいます。）に準拠して連結財務諸表を作成しているため、「純資産の額（連結）」及び「総資産の額（連結）」は、それぞれＮＳＫの連結ベースでの「親会社の所有者に帰属する持分合計」及び「負債及び資本合計」の数値を記載しております。

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期利益

（連結）

決算期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
売上高（百万円）	788,867	796,667	911,644
営業利益（百万円）	27,391	28,457	38,812
経常利益（百万円）	-	-	-
親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円）	8,502	10,647	22,867

（単体）

決算期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
売上高（百万円）	387,079	383,802	392,054
営業利益（百万円）	2,854	2,286	△3,132
経常利益（百万円）	39,590	33,979	23,406
当期純利益（百万円）	64,029	30,421	11,229

（注）ＮＳＫは、ＩＦＲＳに準拠して連結財務諸表を作成しており、「経常利益（連結）」に該当する項目がないため記載を省略しております。

③　大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（2026年９月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）（自己株式を除く）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13.53%
明治安田生命保険相互会社	5.53%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4.81%
富国生命保険相互会社	4.49%
日本生命保険相互会社	4.41%
株式会社みずほ銀行	2.73%
JPモルガン証券株式会社	2.34%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT （常任代理人　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	2.29%
日本精工取引先持株会	2.29%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.86%

④　提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	両社は一部商品において相互にOEM供給を行っております。

(2) 本株式移転の目的等

①　本株式移転の背景

両社は、2026年５月12日付プレスリリース「日本精工株式会社とＮＴＮ株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」において既にお知らせしたとおり、2027年10月１日を目途に株式移転の方式による共同持株会社を設立することに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

ＮＳＫは、1916年の創業以来、軸受や自動車部品、精機製品等のさまざまな革新的な製品・技術を生み出し、世界の産業の発展を支えてきました。企業理念として、MOTION & CONTROL™を通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めることを掲げています。

一方、ＮＴＮは、1918年の創業以来、軸受やドライブシャフト、精密機器を主力製品として、品質第一主義と高い技術力を基盤に社会の信頼を築きながら、発展を遂げてきました。「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」という企業理念の実践を通じて、人と自然が調和し、人々が安心して豊かに暮らせる「なめらかな社会」の実現を目指しています。

このように両社は、100年以上の歴史を持つ軸受を中心とした日本発の企業として、切磋琢磨しながら成長をしてきました。しかし近年では、中国経済の成長鈍化、欧州製造業の不振、米国関税政策の影響等による市場回復の遅れや不確実性の増大といった状況が発生しており、両社を取り巻く事業環境は急速に変化しています。両社は、その変化に対応し、持続的成長を実現するため、生産再編をはじめとした構造改革に取り組んでいます。

かかる状況のもと、統合準備委員会における議論も踏まえて、両社は、本経営統合が今後の長期的かつ利益ある成長の実現、世界における日本の産業基盤の地位確保に資すると判断し、本日、対等の精神に則り、共同持株会社設立による経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

② 本株式移転の目的

両社は、軸受や精密機器等の分野において世界的に事業を展開する日本発の企業として、統合により両社の力を結集して強靭で持続可能な事業基盤を構築し、事業の成長と価値創造を通じて産業及び環境・社会に貢献すると同時に、将来にわたり国際競争力を維持・強化することを本経営統合の目的として考えております。両社は、本株式移転により、①単なる規模の拡大ではなく、危機感に裏打ちされた長期的かつ利益ある成長を実現すること、②日本発の技術・品質・経営を確実に継承し、世界における日本の産業基盤の地位を確保すること、及び③「持続可能な社会」の実現に寄与することを目指してまいります。

③ 本株式移転により期待されるシナジー効果

本経営統合のシナジー効果については、今後の統合プロセスの中で協議・検討の上でさらに精査してまいりますが、下記(2)④「本株式移転の目的実現のための戦略」に記載の戦略を含む様々な施策を実行することで、2031年３月期を目途としてＲＯＥ10%超の達成を目指すとともに、連結営業利益ベースで500億円から600億円程度のシナジー効果（具体的な内訳として、調達・物流改革による効果がシナジー全体の約４割、生産拠点の有効活用が約３割、管理・研究部門の効率化が約２割、販売拡大が約１割を占める想定となります。）の実現を目指し、その後も持続的な収益性向上を目指してまいります。

④ 本株式移転の目的実現のための戦略

両社は、本経営統合の目的を早期に実現するために、以下の戦略に沿った具体的施策を実施してまいります。引き続き、効力発生日までの期間においては、両社で設置している統合準備委員会での協議・検討を行い、具体的施策の内容、実施方法、優先順位及び役割分担その他の詳細について検討・分析してまいります。

（ⅰ）経営資源への投資と最適活用

グローバルに事業環境や技術が大きく変化する中、両社の経営資源への投資と最適活用によって、それぞれが取り組んできた経営の効率化やサプライチェーンの強靭化への取組みを発展させ、より持続可能な事業基盤を構築してまいります。

（ⅱ）ポートフォリオの変革

PLM(Product Lifecycle Management)や補修市場向けビジネス等、両社が持つ高付加価値領域への取組みを強化することで、既存事業のポートフォリオ変革を進化させ、長期的な価値創造を実現いたします。

（ⅲ）文化の垣根を越えた技術・人材・知見の結集

両社が培ってきた技術、人材及び知見を結集し、新製品開発やソリューション提供を含む新たな価値を創造するとともに、持続可能な社会に貢献してまいります。

なお、両社は、人材の相互交流及び共同持株会社の業務の共同遂行を積極的に推進し、共同持株会社における組織の一体感を醸成することが重要であることを確認しており、共同持株会社の設立までに、かかる人材の相互交流及び業務の共同遂行の積極的な推進を実現するための具体的な組織、体制その他の仕組み・環境について検討してまいります。

(3) 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

① 本株式移転の方法

両社を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

なお、両社は、共同持株会社の設立後、本経営統合のシナジーを早期に実現する観点から、本経営統合のうち、国内の生産機能（国内生産子会社を含みます。）に係る事業を除く両社の国内外事業の共同持株会社への統合の実行については、2030年４月１日を目途とし、また、生産機能に係る事業を含めた統合・一体運営の実現については、2032年４月１日（状況により難しい場合は2033年４月１日）を目途とすることを確認しております。そのほか、ＮＳＫ、ＮＴＮ及びそれぞれの子会社・関連会社の取扱いを含む、本経営統合の具体的な形態、時期、条件及び手続の詳細については、別途両社間で協議の上定めることを合意しております。

② 本株式移転に係る割当ての内容

	ＮＳＫ	ＮＴＮ
株式移転比率	1	0.353

（注１） 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ＮＳＫの普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式１株を、ＮＴＮの普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式0.353株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上で変更することがあります。

（注２） 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。
なお、本株式移転により１単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第１項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第１項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

（注３） 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 709,293,484株

上記は、ＮＳＫの発行済普通株式総数500,000,000株（2026年９月30日時点）、ＮＴＮの発行済普通株式総数597,533,017株（2026年９月30日時点）に基づいて算出しております。但し、両社は、本株式移転の効力発生日の直前（以下「基準時」といいます。）までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、基準時の直前時をもってそれぞれが保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却することを予定しているため、ＮＳＫが保有する自己株式数1,334,323株（2026年９月30日時点）、ＮＴＮが保有する自己株式数853,677株（2026年９月30日時点）については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、基準時の直前時までに実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、共同持株会社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

③　その他の株式移転計画の内容

イ.本株式移転の日程

本基本合意書締結日	2026年５月12日
本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両社）	2026年11月20日（本日）
定時株主総会に係る基準日（両社）	2027年３月31日
本株式移転計画書の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画書の作成（両社）	2027年３月31日まで（予定）
本株式移転計画書の承認に係る定時株主総会（両社）	2027年６月25日（予定）
上場廃止日（両社）	2027年９月29日（予定）
共同持株会社設立登記日（効力発生日）及び共同持株会社新規上場日	2027年10月１日（予定）

（注１）　本株式移転計画書については、2027年３月31日までに作成する予定です。共同持株会社の設立時代表執行役以外の設立時取締役及び設立時執行役の氏名は、本株式移転計画書の作成時に決定することを予定しておりますが、本株式移転に係る諸条件につき、本臨時報告書に記載の内容から変更の予定はございません。なお、共同持株会社の設立時の代表執行役については、下記(5)「本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者及び役員の就任予定、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容」をご参照ください。

（注２）　上記は現時点での予定であり、両社の今後の協議により変更する場合があります。また、本経営統合の実施に必要な米国証券法や国内外の競争法に係る対応その他の事情により、本経営統合の日程が変動する事由が生じた場合、又は本経営統合を中止する場合には、速やかに公表します。

ロ．本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

両社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

ハ.本株式移転の内容

2027年3月31日までに作成を予定している株式移転計画書が作成され次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(4) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

①　割当ての内容の根拠及び理由

ＮＳＫは、下記(4)④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価その他の条件の公正性を担保するため、ＮＳＫのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をそれぞれ選定の上、本株式移転に関する検討を開始し、みずほ証券からの分析結果及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記(3)②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

一方、ＮＴＮは、下記(4)④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価その他の条件の公正性を担保するため、ＮＴＮのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所をそれぞれ選定の上、本株式移転に関する検討を開始し、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券からの分析結果及び大江橋法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記(3)②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による算定・分析結果並びにリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の市場株価、財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるという判断に至り、本日付の両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

② 算定に関する事項

イ.算定機関の名称及び両社との関係

ＮＳＫのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券は、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、ＮＳＫの株主たる地位を有しているほか、両社に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本株式移転に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第36条及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の４の適用法令に従い、弊害防止措置として、みずほ証券とみずほ銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、これらの措置により、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本株式移転に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ銀行の株主及び貸付人の地位とは独立した立場で、両社の株式移転比率の算定を行っているとのことです。ＮＳＫは、みずほ証券とみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていることから、みずほ証券を両社から独立した第三者算定機関として選定しております。

なお、本株式移転に係るみずほ証券に対する報酬には、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ＮＳＫは、同種事案における一般的な実務慣行を勘案すれば、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記報酬体系によりみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しております。

ＮＴＮのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

なお、本株式移転に係る三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券に対する報酬には、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ＮＴＮは、同種事案における一般的な実務慣行を勘案すれば、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記報酬体系により三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券を第三者算定機関として選定しております。

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行（以下「三菱ＵＦＪ銀行」といいます。）と同一の親会社をもつ会社であり、三菱ＵＦＪ銀行は、ＮＴＮに対して銀行取引の一環として融資取引を行っており、また、株主たる地位を有しておりますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券によれば、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第36条第１項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の４の適用法令に従い、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の社内における株式移転比率の算定を実施する部署は、社内のその他の部署及び三菱ＵＦＪ銀行との間において、弊害防止措置として、両社に関する情報について厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施していることから、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、三菱ＵＦＪ銀行の判断に影響を受けることなく、独立した立場で株式移転比率の算定を行っているとのことです。

ロ.算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、ＮＳＫはみずほ証券を第三者算定機関として起用し、また、ＮＴＮは三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券を第三者算定機関として起用し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

みずほ証券は、両社の株式移転比率について、両社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、さらに、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、ＮＳＫの普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、ＮＴＮの普通株式１株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	0.345～0.353
2	類似企業比較法	0.261～0.485
3	ＤＣＦ法	0.214～0.416

市場株価基準法においては、2026年11月19日を基準日として、東京証券取引所における当該基準日の株価終値並びに当該基準日から遡る過去１か月間、過去３か月間及び過去６か月間の各期間の株価終値単純平均値に基づき株式移転比率を算定いたしました。

なお、みずほ証券がＤＣＦ法において使用した算定の基礎となるＮＳＫの将来の財務予測においては、営業利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期については、運転資本の減少等によりフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。2028年3月期については、既存事業の体質改善及び構造改革による収益改善に加え、ポートフォリオ変革、拡販により、営業利益の大幅な増益を見込んでおります。2029年3月期についても、既存事業の体質改善及び構造改革に加え、ポートフォリオ変革、拡販による更なる収益改善を見込んでおり、これに伴って営業利益の大幅な増益とフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

また、ＮＴＮの財務予測においては、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期については、運転資本の減少等によりフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。2028年3月期については、運転資本の増加等によりフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでおります。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、みずほ証券は、両社及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券は、提供された両社それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としております。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「ＤＣＦ分析」といいます。）による算定を行いました。

市場株価分析については、本経営統合に向けた基本合意の締結を公表した2026年５月12日を算定基準日①（以下「基準日①」といいます。）、及び2026年11月19日を算定基準日②（以下「基準日②」といいます。）とし、東京証券取引所における各算定基準日の終値並びに各算定基準日までの１か月間、３か月間及び６か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

ＤＣＦ分析における価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社より提示された財務予測における収益や投資計画、両社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券がＤＣＦ分析の算定の前提としたＮＳＫの財務予測においては、前年度比で利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、構造改革による収益改善効果の発現が見込まれることにより、2029年３月期の営業利益及びEBITDAについて、大幅な増加を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、運転資本、設備投資その他の投資支出の変動等により、2027年３月期には大幅な減少を、2028年３月期及び2029年３月期には大幅な増加を、それぞれ見込んでおります。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券がＤＣＦ分析の算定の前提としたＮＴＮの財務予測においては、前年度比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、利益水準の改善や運転資本の変動等により、2027年３月期及び2029年３月期には大幅な増加を、2028年３月期には大幅な減少を、それぞれ見込んでおります。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、ＮＳＫの普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、ＮＴＮの普通株式１株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定結果
1	市場株価分析（基準日①）	0.30～0.33
2	市場株価分析（基準日②）	0.34～0.35
3	類似企業比較分析	0.17～0.55
4	ＤＣＦ分析	0.25～0.60

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式移転比率の分析は、ＮＴＮの取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、ＮＳＫ又はＮＴＮの株主に対して、本株式移転への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式移転に対する同意その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又はＮＳＫもしくはＮＴＮによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当該情報の中に含まれる財務予測等の予測値（継続価値を算出する上での財務予測値を含みます。）は両社による最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであるとの前提に立ち、提供された情報をそのまま採用しており、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、かかる財務予測等の正確性、妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではなく、当該財務予測等及びその前提について意見を述べるものでもありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務に関するアドバイザーではありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券はフィナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務に関する問題については独自の検証を行うことなく、ＮＳＫ又はＮＴＮの法務、会計、税務アドバイザーによる判断に依拠しています。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、ＮＳＫ、ＮＴＮ及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析は、株式移転比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び株式移転比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式移転比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、ＮＳＫ又はＮＴＮの実際の価値に関する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

③　上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両社は、新たに設立する共同持株会社の普通株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立登記日である2027年10月１日を予定しております。

また、両社は、本株式移転により共同持株会社の完全子会社となるため、共同持株会社の上場に伴い、2027年９月29日にそれぞれ東京証券取引所から上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式が上場されることにより、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された共同持株会社の株式を取引することができる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定される予定です。

④　公正性を担保するための措置

ＮＳＫは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

イ.独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

ＮＳＫは、本株式移転の公正性を担保するために、上記(4)①「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、ＮＳＫは、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び助言を参考としてＮＴＮと交渉・協議を行い、上記(3)②「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを、本日付の取締役会において決議いたしました。なお、ＮＳＫは、みずほ証券から、上記株式移転比率がＮＳＫの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ロ.独立した法律事務所からの助言

ＮＳＫは、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から、ＮＳＫの意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、ＮＳＫと顧問契約を締結しておりますが、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業はＮＳＫを含めた多数の依頼者に対し、外部の法律専門家としてリーガル・サービスを提供している法律事務所であること、本経営統合に関し西村あさひ法律事務所・外国法共同事業に支払われる法的助言の対価には、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことから、本経営統合におけるＮＳＫからの独立性に問題はないと判断しております。

一方、ＮＴＮは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

イ.独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

ＮＴＮは、本株式移転の公正性を担保するために、上記(4)①「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、ＮＴＮは、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び助言を参考としてＮＳＫと交渉・協議を行い、上記(3)②「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを、本日開催の取締役会において決議いたしました。なお、ＮＴＮは、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から、上記株式移転比率がＮＴＮの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ロ.独立した法律事務所からの助言

ＮＴＮは、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から、ＮＴＮの意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。なお、大江橋法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、大江橋法律事務所は、ＮＴＮと顧問契約を締結しておりますが、大江橋法律事務所はＮＴＮを含めた多数の依頼者に対し、外部の法律専門家としてリーガル・サービスを提供している法律事務所であること、本経営統合に関し大江橋法律事務所に支払われる法的助言の対価には、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことから、本経営統合におけるＮＴＮからの独立性に問題はないと判断しております。

⑤　利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、ＮＳＫとＮＴＮとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者及び役員の就任予定、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ＮＴＮ日本精工株式会社 （英文名：NSK-NTN Ltd.）
本店の所在地	東京都品川区大崎一丁目６番３号
代表者及び役員の就任予定	共同持株会社の設立時取締役については、設立時取締役の員数を10名（うち、社外取締役（独立役員）を５名）とし、このうち、ＮＳＫが取締役代表執行役CEO、取締役代表執行役CFO及び取締役（監査委員）を、ＮＴＮが取締役（取締役会議長・非業務執行）及び取締役代表執行役Co-CEOをそれぞれ指名すること、並びに、社外取締役（独立役員）については、両社で協議の上決定する（但し、ＮＳＫが提案した候補者に係る社外取締役３名及びＮＴＮが提案した候補者に係る社外取締役２名から構成される。）ことが合意されております。そして、上記の合意に基づき各社が指名する設立時取締役のうちの１名として、ＮＳＫは、取締役 代表執行役社長・CEOである市井 明俊を、ＮＴＮは、取締役 代表執行役 執行役社長である鵜飼 英一を、それぞれ指名することとし、取締役代表執行役CEOにはＮＳＫの市井 明俊取締役 代表執行役社長・CEOが、取締役代表執行役Co-CEOにはＮＴＮの鵜飼 英一取締役 代表執行役 執行役社長が、それぞれ就任することが合意されております。
資本金の額	600億円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより当該会社等の事業活動を管理すること、次の各号の事業を行うこと、及び、これらに付帯又は関連する一切の事業を行うことを目的とする。 （１）　各種軸受及びその部分品の製造販売 （２）　自動車その他の輸送機器関連部品の製造販売 （３）　航空・宇宙、医療その他の分野に用いる機器及び部品の製造販売 （４）　鋼球及び精密金属製品の製造販売 （５）　駆動装置、制御装置その他のメカトロニクス機器及び部品の製造販売 （６）　機器制御・情報処理に関するシステム及びソフトウェアの開発及び製造販売 （７）　前各号に掲げる製品の状態監視、診断、調査分析、保守、修理、設置等の工事その他の役務の提供 （８）　不動産の売買及び賃貸借並びにその運用及び管理 （９）　前各号の目的を達成するに必要となる事業及び出資

以　上